

# 岩見沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則及び岩見沢市病院事業事案 決裁規則の一部を改正する規則の概要

## 第 1 改正の趣旨

一般職員の給与に関する条例の一部改正（令和 3 年条例第 2 号）に伴い、  
所要の規定の整備を行う。

## 第 2 改正の内容

### (1) 岩見沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則

ア 医務局内に薬剤部及び医療技術部を設置することに伴う規定の整備  
（第 2 条、第 5 条、別表第 1 関係）

イ 医療技術部長の設置に伴う規定の整備（第 5 条、第 7 条、第 8 条関係）

### (2) 岩見沢市病院事業事決裁規則

ア 別表第 1 及び別表第 3 の決裁権者に「医療技術部長」を加える。

## 第 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

岩見沢市規則第 5 号

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則及び岩見沢市病院事業事案  
決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則及び岩見沢市  
病院事業事案決裁規則の一部を改正する規則

(岩見沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 岩見沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和 4 2 年規則第  
1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号アを次のように改める。

ア 医務局

(ア) 内科、消化器内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、耳鼻  
咽喉科、眼科、皮膚科、泌尿器科、精神神経科、麻酔科、放射線科、  
脳神経外科、形成外科及び市民健康センター

(イ) 薬剤部 薬剤科

(ウ) 医療技術部 リハビリテーション科、臨床工学科、放射線科、  
臨床検査科、栄養科

第 5 条第 1 項中「医務局長」の次に「、薬剤部長、医療技術部長」を加え、  
同条第 3 項中「薬剤部長及び」を削る。

第 7 条第 1 項第 4 号中「薬剤部長」の次に「、医療技術部長」を加える。

第 8 条第 1 項第 1 号中「医務局長」の次に「、薬剤部長、医療技術部長」  
を加え、同項第 3 号中「薬剤長が」の次に「、医療技術部長に事故あるとき、  
又は欠けたときは上席の技師長が」を加える。

別表第 1（総合病院）1 医務局の表中

「

リハビリテーション科	(1) 理学療法による治療に関する事。 (2) 作業療法による治療に関する事。
臨床工学科	(1) 血液浄化療法に関する事。 (2) 高気圧酸素療法に関する事。 (3) 人工呼吸器及び医療機器の保守点検管理に関する事。 (4) その他臨床工学に関する事。
臨床検査科	(1) 一般臨床検査に関する事。 (2) 細菌の検査培養及び病理試験に関する事。
栄養科	(1) 給食の調理栄養に関する事。 (2) 栄養指導に関する事。
薬剤科	(1) 調剤、製剤及び薬品試験に関する事。 (2) 麻薬の管理に関する事。 (3) 処方せんの保管に関する事。 (4) 薬品その他科に属する物品の受払に関する事。 (5) 薬事統計及び報告資料に関する事。 (6) その他薬事に関する事。

」

を

「

薬剤部	薬剤科	(1) 調剤、製剤及び薬品試験に関する事。 (2) 麻薬の管理に関する事。 (3) 処方せんの保管に関する事。 (4) 薬品その他科に属する物品の受払に関する事。 (5) 薬事統計及び報告資料に関する事。
-----	-----	--

		(6) その他薬事に関する事。
医療技術 部	リハビリ テーショ ン科	(1) 理学療法による治療に関する事。 (2) 作業療法による治療に関する事。
	臨床工学 科	(1) 血液浄化療法に関する事。 (2) 高気圧酸素療法に関する事。 (3) 人工呼吸器及び医療機器の保守点検管 理に関する事。 (4) その他臨床工学に関する事。
	放射線科	(1) 放射線等による撮影及び治療に関する 事。 (2) 放射線用装置及び機械器具の管理に関 する事。 (3) その他放射線業務に関する事。
	臨床検査 科	(1) 一般臨床検査に関する事。 (2) 細菌の検査培養及び病理試験に関する 事。
	栄養科	(1) 給食の調理栄養に関する事。 (2) 栄養指導に関する事。

」

に改める。

(岩見沢市病院事業事案決裁規則の一部改正)

第2条 岩見沢市病院事業事案決裁規則(平成12年規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

共通決裁事案

1 庶務に関する事案

項目	決裁権者	指定合議
----	------	------

	薬剤長 技師長 課長	薬剤部長 医療技術部長 看護部長 事務部長	医務局長	市立総合病 院長	先
(1) 申請、申 込、申告及 び届出等の 受理を決定 すること。	定例軽易なも の	重要なもの (看護部・医 務局のうち技 師長のいない 科については 定例軽易なも のを含む。)	医務局(薬剤 部・医療技術 部を除く。)に 係る重要なも の	特に重要な もの	
(2) 証明、許 可、認可、 承認、認定、 免許等の行 政処分を行 うこと。	同上	同上	同上	同上	
(3) 展示会、 品評会、講 習会、研修 会、協議会 等の開催を 決定・実施 すること。	同上	同上	同上	同上	
(4) 啓発、奨 励、普及等 に関するこ と。	同上	同上	同上	同上	
(5) 各種団	同上	同上	同上	同上	

体の指導及び連絡調整に関すること。					
(6) 申請、照会、回答、報告、届出、通知等を行うこと。	同上	同上	同上	同上	
(7) 主管業務に係る原簿、台帳等を作成し、保管すること。	○	看護部・医務局のうち技師長のいない科に限る。	同上		
(8) 日誌等を確認すること（別に定めがあるものを除く。）。	○	同上	同上		
(9) 主管業務に係る資料の収集及び調査研究をすること。	軽易なもの	重要なもの（看護部・技師長のいない科については軽易なものを含む。）	同上		

## 2 人事に関する事案

項目	決裁権者	指定合議
----	------	------

	薬剤長 技師長 課長	薬剤部長 医療技術 部長 看護部長 事務部長	医務局長	市立総合 病院長	市長	先
(1) 所属職員 に臨時業務 を命ずること。		○	医務局（薬 剤部・医療 技術部を 除く）に限 る。	他の部局 の業務を 命ずる場 合に限る。		総務部長 職員課長
(2) 配属され た職員（係 長・主任・師 長以上を除 く。）の配置 を決定する こと。		○	同上			同上
(3) 宿泊を要 する旅行及 び道外への 旅行を命令 し、復命を受 けること（内 国旅行に限 る。）。		薬剤長・技 師長・看護 科長・課長 以下（道内 旅行に限 る。）		医務局長 以下の医 師・薬剤部 長・医療技 術部長・看 護部長・事 務部長・医 長以下	病院長 副院長	
(4) 宿泊を要 しない旅行 （外勤を含 む。）を命令		薬剤長・技 師長・看護 科長・課長 以下	医務局（薬 剤部・医療 技術部を 除く。）の	病院長 副院長 医務局長 薬剤部長		

し、復命を受けること（道内旅行に限る。）。			医長以下	医療技術部長 看護部長 事務部長		
(5) 外国旅行を命令し、復命を受けること。				医師・薬剤師・医療技術者の研修に限る。	○	総務部長 職員課長 職員係長 （医師・薬剤師・医療技術者の研究研修を除く。）
(6) 時間外勤務・特殊勤務を命令すること。	○	看護部・医務局のうち技師長がいない科に限る。				
(7) 時間外勤務実績を報告すること。		○	医務局（薬剤部・医療技術部を除く）に限る。			
(8) 宿日直を命ずること。		○	同上			
(9) 職員の休暇を承認すること（引き続き1週間以上の場合	主任・係長以下	薬剤長・技師長・看護部職員（部長を除く。）・課		医務局長 以下の医師 薬剤部長 医療技術	病院長 副院長	



を除く。)		長・技師長のいない科の職員		部長 看護部長 事務部長		
(10) 週休日及び勤務時間の割振り並びに休日の代休日の指定をすること。	同上	同上	同上	同上	同上	
(11) 研修(講演会等を除く。)の復命を受けること。		主任・師長・係長以下		医務局長 以下の医師 薬剤部長 医療技術部長 看護部長 事務部長 技師長 看護科長 課長	病院長 副院長	総務部長 職員課長 (職員課が受命したものに限り。)

別表第3 事務部管理課個別決裁事案2 人事に関する事案中

「

(7) 職員(事務部を除く。)の休暇を承認すること(引き続き1週間以上の場合)。		技師長・看護科長以下	医務局長以下の医師 薬剤部長 看護部長	病院長 副院長	総務部長 職員課長
--	--	------------	---------------------------	------------	--------------

」

を

「

(7) 職員（事務部を除く。）の休暇を承認すること（引き続き1週間以上の場合）。		技師長・看護科長以下	医務局長以下の医師 薬剤部長 医療技術部長 看護部長	病院長 副院長	総務部長 職員課長
--	--	------------	-------------------------------------	------------	--------------

」

に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行の際、現に次の左欄に掲げる局及び科に勤務する職員で施行日に別に辞令を交付されないものは、当該右欄の局及び部及び科に勤務を発令されたものとする。

医務局	薬剤科	医務局	薬剤部	薬剤科
	リハビリテーション科		医療技術部	リハビリテーション科
	臨床工学科			臨床工学科
	放射線科			放射線科
	臨床検査科			臨床検査科
	栄養科			栄養科